

令和5年6月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	<b>「条例案」 7件</b>	
1	<p>秋田市市税条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）：平成31年3月29日公布、一部を除き令和6年1月1日施行</li> <li>・地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）：令和5年3月31日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</li> </ul>	<p>○改正理由</p> <p>地方税法の一部改正（令和5年法律第1号）等に伴い、軽自動車税の種別割の税率の特例等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林環境税の導入に伴い、賦課徴収の方法等について規定する。</li> <li>2 給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合は、異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとする。</li> <li>3 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の特例措置を創設する。</li> <li>4 偽りその他不正の手段により軽自動車税の環境性能割および種別割のグリーン化特例（軽課）の税率の適用を受けた者から納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の35に引き上げる。</li> <li>5 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、適用期限を3年（一部車種は2年）延長する。</li> <li>6 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等</p> <p>公布の日から。ただし、1および4は令和6年1月1日から、2は令和7年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
2	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等に係る国民健康保険税の減免の適用範囲を改めるとともに、規定を整備</p>

<p>3 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和5年厚生労働省令第48号)：令和5年3月31日公布、令和5年4月1日施行</li> <li>・こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令(令和5年内閣府令第33号)：令和5年3月31日公布、令和5年4月1日施行</li> </ul>	<p>するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類は、雇用保険受給資格通知等とする。</li> <li>2 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の要件に該当する者に対して国民健康保険税の減免を適用する範囲は、令和4年度以前の年度分の国民健康保険税とする。</li> <li>3 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等</p> <p>公布の日から。2は令和5年4月1日から適用する。</p> <p>○改正理由</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正(令和5年厚生労働省令第48号)等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>次に掲げる条例について、規定を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例</li> <li>(2) 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例</li> <li>(3) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例</li> <li>(4) 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</li> <li>(5) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例</li> </ol> <p>○施行期日</p> <p>公布の日から</p>
---	--

<p>4 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件</p> <p>・こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第40号）：令和5年3月31日公布、令和5年4月1日施行</p>	<p>○改正理由  児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和5年厚生労働省令第48号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨  規定を整備する。</p> <p>○施行期日  公布の日から</p>
<p>5 秋田市介護保険条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由  新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等に係る保険料の減免の適用範囲を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨  新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の要件に該当する者に対して保険料の減免を適用する範囲は、令和4年度以前の年度分の保険料とする。</p> <p>○施行期日等  公布の日から。令和5年4月1日から適用する。</p>
<p>6 秋田市臨時診療所条例を廃止する件</p>	<p>○廃止理由  臨時診療所を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日  公布の日から</p>
<p>7 秋田市火災予防条例の一部を改正する件</p> <p>・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）：令和5年2月21日公布、一部を除き令和5年10月1日施行</p>	<p>○改正理由  急速充電設備を設置する際の位置に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>急速充電設備の基準の対象となる範囲の拡大に伴い、同設備の位置、構造および管理に関する基準を改める。</li> <li>喫煙所に健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ける場合は、この条例の規定による標識を設置しないことができることとする。</li> </ol>

**「 単 行 案 」 8 件**

8 字の区域を変更する件

3 その他規定を整備する。

○施行期日等

公布の日から。ただし、1は令和5年10月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

○下新城笠岡西部地区県営農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市下新城中野字島合 51番から57番まで、58番1、59番1、60番1、61番1、62番1、63番、64番1、65番1、66番1、67番1、68番1、69番1、70番1、71番1、72番1、73番1、74番1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市下新城中野字乳倉
秋田市飯島字雀島 1番1、2番から26番までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
秋田市下新城笠岡字和田尻 1番、2番、4番、6番から9番まで、14番から21番まで、22番1、23番1、33番1、34番1、35番、35番1、36番から50番まで、51番1、52番1、57番1、58番1、59番1、60番1、61番1、62番1、63番1、64番1、65番1、66番1、67番1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市下新城笠岡字新家越
秋田市下新城笠岡字中沖 15番1、15番3、16番1、16番2、17番から19番まで、19番1、20番、24番から28番まで、31番から37番まで、38番1、39番1、39番3、49番2、50番1、51番1、51番3、52番から72番ま	

<p>で、73番1、74番1、75番1、76番1、77番1、78番1、79番1、80番1、81番1、82番1、83番1、84番1、85番1、86番1、87番1、88番1、89番1、90番1、91番1、92番1、93番1、94番1、95番1、96番1、97番1、97番2、98番1、99番1  およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>秋田市下新城笠岡字島下り  1番1、9番、19番から21番まで、25番から58番まで、59番1、77番から88番まで  およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>秋田市下新城笠岡字家越  1番1、1番2、4番から6番まで、6番1、7番から14番まで、14番1、15番から21番まで、21番1、22番、22番1、23番、23番1、24番、25番、25番1、26番から35番まで、36番1、37番1、38番、39番1、43番、44番1、48番1、49番から51番まで、52番1、53番1、54番から59番まで、60番1、61番1、61番3、65番1、66番、67番、67番1、69番1、69番7、71番1、72番2、85番1、85番3、86番1、86番2、87番から104番まで  およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>秋田市飯島字芋田  9番1、10番1、11番、12番1、13番から32番まで、33番1、34番1、84番1、85番1、86番から95番まで、96番1、96番2、97番1、97番3、163番1、163番3、164番、165番  およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>秋田市下新城笠岡字川向  73番の一部  およびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部ならびに120番1に隣接する道路、水路である公有地の一部</p>	<p>秋田市下新城笠岡字田尻</p>

	<p>秋田市下新城笠岡字田尻 111番1の一部および隣接する道路、 水路である公有地の一部ならびに121 番に隣接する道路である公有地の一部</p>	<p>秋田市下新城笠岡字川向</p>
9	<p>市道路線を認定する件</p>	<p>※提出根拠法：地方自治法第260条第1項</p> <p>○住民要望に伴い設置された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定路線 4路線 延長305.70m</li> <li>・認定後の市道路線延長 約2,026.5km</li> </ul> <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
10	<p>都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事請負契約の変更契約を締結する件</p>	<p>○都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決年月日 令和4年6月27日</li> <li>・議案番号 令和4年議案第81号</li> <li>・工事場所 秋田市泉菅野一丁目地内ほか</li> <li>・変更事項 契約金額「322,828,000円」を「393,286,850円」に変更するもの</li> <li>・契約先 佐々木・加藤・中央土建特定建設工事共同企業体</li> <li>・変更理由 鋼材価格高騰に伴う使用資材（H形鋼）の価格変更などに伴い工事費を変更する必要が生じたことによる。</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
11	<p>千秋公園整備事業大手門の堀遊歩道整備工事請負契約を締結する件</p>	<p>○千秋公園整備事業大手門の堀遊歩道整備工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 千秋公園地内</li> <li>・契約金額 368,500,000円</li> <li>・契約先 秋田舗道株式会社</li> <li>・工期 令和6年3月22日まで</li> <li>・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>施工延長 L=254.2m</li> <li>幅員 W=3.0m</li> <li>照明設備工 1式</li> <li>公園橋工 1式</li> </ul> </li> </ul>

		<p>デッキ工 1式          柵工 1式          ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
12	<p>秋田市立外旭川中学校屋内運動場大規模改造建築工事請負契約を締結する件</p>	<p>○秋田市立外旭川中学校屋内運動場大規模改造建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 秋田市外旭川字梶ノ目50番地</li> <li>・契約金額 244,200,000円</li> <li>・契約先 シブヤ・中山建設工事共同企業体</li> <li>・工期 令和6年2月29日まで</li> <li>・工事概要             <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内運動場 S造平家建て 980㎡</li> <li>渡り廊下棟 RC造平家建て 29.5㎡</li> <li>外部改修工事 屋根、外壁改修</li> <li>内部改修工事 床、壁、天井材改修</li> <li>外構工事 支障木の一部撤去、スロープの新設</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
13	<p>寺内・将軍野統合出張所（仮称）新築建築工事請負契約を締結する件</p>	<p>○寺内・将軍野統合出張所（仮称）新築建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 秋田市寺内字三千刈142番地内</li> <li>・契約金額 440,000,000円</li> <li>・契約先 林・小南・明和建設工事共同企業体</li> <li>・工期 令和6年9月30日まで</li> <li>・工事概要             <ul style="list-style-type: none"> <li>構造規模 RC造4階建て</li> <li>建築面積 309.31㎡</li> <li>床面積 835.82㎡</li> <li>主要諸室 車庫、事務室、待機室、仮眠室、会議室、トレーニング室、浴室、洗面洗濯室、自家発電機室、消毒滅菌室、乾燥室、倉庫、トイレ</li> <li>付帯設備 ホース乾燥塔・緊急出動表示板</li> <li>外構 舗装、擁壁、目隠遮音フェンス、雨水排水設備等</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

14	小型動力ポンプ積載車を買い入れる件	<p>○小型動力ポンプ積載車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部</li> <li>・契約金額 21,010,000円</li> <li>・契約先 東北物産株式会社</li> <li>・納期 令和6年3月22日まで</li> <li>・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> <li>条件 小型動力ポンプ積載車</li> <li>数量 5台</li> <li>全長 3,400mm以下</li> <li>全幅 1,480mm以下</li> <li>乗車定員 4名</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
15	救急自動車を買い入れる件	<p>○救急自動車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市土崎港西四丁目2番10号 土崎消防署</li> <li>・契約金額 22,440,000円</li> <li>・契約先 株式会社相場商店</li> <li>・納期 令和6年3月22日まで</li> <li>・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> <li>条件 高規格救急自動車</li> <li>全長 5,800mm以下</li> <li>全幅 2,050mm以下</li> <li>乗車定員 7名</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
<b>「 予 算 案 」 3 件</b>		
16	令和5年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件	○資料別紙
17	令和5年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件	
18	令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件	



「追加提案」

「人事案」 19件

19 秋田市農業委員会委員の任命につ  
～ いて同意を求める件（19件）  
37

○農業委員会委員19名の任期満了（令和5年7月19日付）等に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの

・任期3年

※提出根拠法：農業委員会等に関する法律第8条第1項